

KOBELCO
マルチ解体機
自動車解体
エンジン解体
一般廃棄物



コベルコ建機 電話03-5789-2111

日本ELVニュース

End of Life Vehicle

1年6回発行(1月 3月 5月 7月 9月 11月)

発行人 酒井清行
日本ELVリサイクル機構
〒105-0004
東京都港区新橋3-2-2 一美ビル5階
電話 03-3519-5181
発行所(業務委託) (株)日刊市況通信社
大阪 大阪市中央区日本橋1丁目17-20 日本橋丸ビル5階
本社 電話 06-6631-5651

オートオークション会場 使用済自動車の取扱を中止へ

オートオークション会場で行われる日本オートオークション協議会(NAK)は、このほど使用済自動車の取扱について新基準を策定し、会員に通知した。新基準は、使用済自動車をAA会場に出品することができないことを改めて確認するとともに、こうした車輛や流札車への対応なども盛り込んだ。これらの問題についてELV機構は、経産・環境両省へ要望書を提出するなど、設立当初から改善に向けて取り組んできたが、ここへきてようやく一定の成果を見た。

NAKが新基準を策定 ELV機構の要望で成果

日本ELVリサイクル機構ではこれまで、「オートオークション会場は、中古車を取り扱うものであり、使用済自動車は流通することはおかしい」と強く主張してきた。特に、オートオークション会場が流札車を全て中古自動車として買い取るサービスを行っているため、ディーラー等がどのような車でもオートオークションに持ち込んで、中古自動車として買い取るビジネスが定着。使用済自動車の流通の変化に大きな影響を与えてきた。

AA会場に張り出されたポスターの内容

1. オークション会場は中古車を売買する市場であり、使用済自動車及び使用済自動車と判断される車輛の出品はできません。当会場で使用済自動車と判断された車輛は、当会場では中古車として取扱出来ません。
2. 落札した中古車を輸出する場合は、道路運送車輛法第15条に基づく輸出抹消登録等が必要です。
3. 落札した車輛を中古車として輸出する場合は、解体行為はできません。
4. 落札した車輛を解体(ハーフカット、ノーズカット等を含む)する場合には、自動車リサイクル法に基づく処理(解体業の許可及びリサイクル料金の納付等)が必要です。
5. 上記のような違法行為を行った場合は、会員資格を停止する場合があります。

新基準では、この流札

車輦の取扱いについて、大きな前進を見た。AA会場側では、ELV機構の要望を踏まえ、流札

酒井代表理事 「新基準の浸透」望む

今回の新基準の策定にあたっては、ELV機構がその議論をリードしてきた。ELV機構では、オークション会場に関する問題を経産省・環境省に要望するだけでなく、具体的な改善方法を提示し続けてきた。そのため、NAKとの議論を続けていた主務官庁からも定期的な相談を受け、現場での問題点や改善策についてアドバイス

車輦の取扱いを明確化。複数回入札にかけても落札しなかった車輛については、全て使用済自動車として引き取ることになった。この結果、出品したディーラー等はリサイクル料金を負担する必要が出てくる。NAKでは、各AA会場に新基準の趣旨を示したポスターを配布するなどして、会員に周知を徹底。11月から順次各会場が新基準に切り替わっていくことになる。

これまでもオークション会場に出品した場合、落札しても流札しても必ず中古車として引き取ってくれるため、ディーラー等はリサイクル料金を負担するリスクを考慮する必要がなかった。そのため、ディーラー等ではユーザーから全て中古自動車として引き取るというビジネスが常態化していた。今後は、この状況が変わっていく。会員各位におかれても、是非、取引先のディーラーにこの状況を伝えて、ユーザーとの間で使用済自動車と中古車の明確化の重要性を訴えていくことを望む。

しかしながら、膨大な数の関連事業者がそれぞれの役割を果たし、自動車リサイクル法が設計どおりに機能するには、まだまだELV機構が率先して声を出してゆかなければならないことが多い。会員の皆さんの更なるご支援、ご協力をお願いしたい。

経済産業省・環境省 施行前車の取扱で通達

経産・環境両省は10月5日、自動車関係団体に「自動車リサイクル法施行前に引き取られた使用済自動車の取扱について」と題する文書を通達した。通達は、法施行前に引き取られた使用済自動車は、有償の場合

であるも自り法121条で廃棄物とみなされているため、その処理にあたっては、廃棄物処理法、フロン回収破壊法が適用される。また、全ての使用済自動車・解体自動車の引取処理にあたっては、自動車リサイクル法に基づく登録・許可が必要であるとしている。

自り法施行前に引き取った使用済自動車であること

とを証明するためには、売買契約書、廃車引取証、古物台帳の写しなど、引き取ったことを証明する書類の写しを添付することが必要であるとしている。一時抹消登録証明書や自動車検査証はその証明にならない。

さらに通達は、証明できないものについて関連事業者は引取りを拒否すること、自治体等に通報

ただ問題点も残っている。一つは、この通達の自治体への浸透に温度差があること。

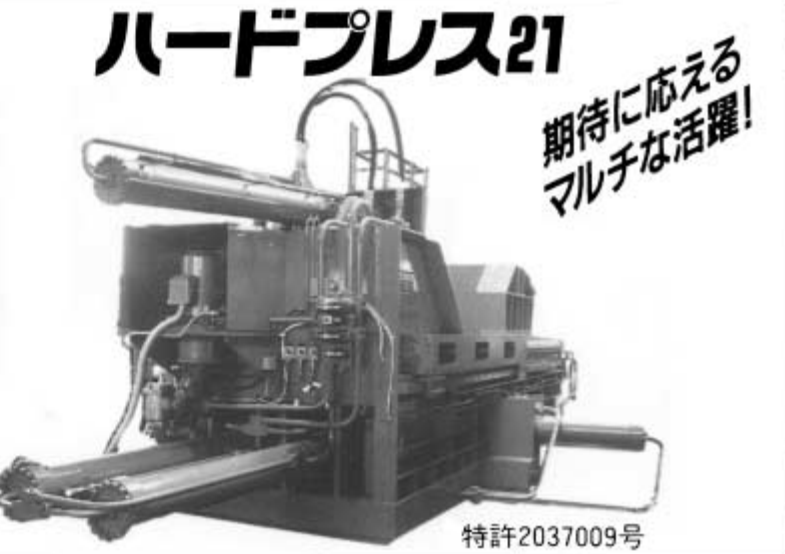
廃車ガラ・あき缶・鉄スクラップ・アルミサッシ・廃家電の全てを処理する万能プレス機

《ハードプレス21》登場!

これまでのプレス加工では、投入材料によって使用するプレス機を使い分けなければならず、小型プレス機、廃自動車プレス機、三方筒プレス機など、それぞれに設備投資を行って来ました。無論、そのためのスペース確保も必要でした。しかし、これからは無駄な投資もスペースも必要ありません。たった一台のプレス機がすべての処理を可能にします。

あき缶から廃車ガラまで、一台で何役もこなす万能タイプのプレス機、それが新発売の「ハードプレス21」です。基礎工事不要の据え置き型で、設備投資費を抑さえ、工事期間もわずか。遠隔全自動操作で運転はだれにでも簡単に出来ます。主動力には迅速な処理と消費電力コストの削減を両立する50HPを採用し、高いコストパフォーマンスを実現します。

最新のリサイクルシーンを見つめる兼六工業から、ハードプレス21の登場です。ユーザーの期待に応えるマルチな活躍をお確かめください。



モデル	ハードプレス21	本体寸法(mm)	6000(W)×5040(H)×9630(D)
モーター出力	50HP	投入ボックス寸法	2000(W)×1300(H)×5000(D)
プレス所要時間	約2分40秒	製品出来上がり(廃車)	2000(W)×650(H)×FREE(D)
処理能力	50~60トン/日	あき缶 アルミサッシ 廃家電	500(W)×650(H)×FREE(D)

株式会社 兼六工業
本社工場 〒334-0075 埼玉県川口市江戸袋2-7-22号 TEL 048-285-0911 FAX 048-285-0914
金沢工場 〒920-0211 石川県金沢市湊町3-8-11 TEL 0762-37-5323 FAX 0762-37-8416

○自動車リサイクル法施行前に引き取られた使用済自動車の取扱いについて

	処理の流れ	必要な書類	違反した場合	
			引取業者	解体・破砕業者
ケース① H17.1.1以降に引取業者に引き渡された使用済自動車 又は H16.12.31までに、中古車として下取りされ、施行後に使用済自動車として処理する車	<p>自動車リサイクル法に基づき処理(保管基準等は廃棄物処理法が引き続き適用される。)</p> <p>最終所有者 → 引取業者 → フロン類回収業者/解体業者/破砕業者</p> <p>リサイクル券</p> <p>白り法に基づく各種行為義務を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済自動車の引取、解体等にあたっては、それぞれ自動車リサイクル法の登録・許可が必要。 最終所有者たる者がリサイクル料金を負担し、引取業者に引渡す。 引取業者等の関連事業者は自動車リサイクル法に基づいた移動報告の実施、再資源化基準の遵守等が必要。 	<p>・特に必要なし</p>	<p>○登録を受けていない場合は、無登録営業</p> <p>○登録業者が行為義務(預託の必要性の告知等)を果たさない場合には、自治体からの指導・命令・登録の取消し等</p>	<p>○許可を受けていない場合は、無許可営業</p> <p>○許可業者が行為義務を果たさない場合は、自治体からの指導・命令・許可の取消し等</p> <p>○自らは違反していない場合でも、引取業者の違反行為を助けた場合は、許可の停止又は取消し。</p> <p>※ケース②、③に掲げる書類がないにもかかわらず、ケース②、③に従って処理する場合を含む。</p>
ケース② H16.12.31以前(自り法施行)に、有価で取引された使用済自動車 ※フロン法関連の手続きはエアコン搭載の自動車のみ適用	<p>廃棄物処理法及びフロン法に基づき処理(引取・解体等にあたっては、自動車リサイクル法上の登録・許可が必要。)</p> <p>最終所有者 → 引取業者 → フロン類回収業者/解体業者/破砕業者</p> <p>売却契約書等</p> <p>フロン券</p> <p>排出者</p> <p>産廃マニフェスト、フロン類管理書</p> <p>引取業者との委託契約が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 自り法施行時点で当該自動車を保有していた事業者の排出した産業廃棄物として、廃棄物処理法に基づき処理。 引取業者は引取時にフロン類管理書に交付、処理委託時に産廃マニフェストの交付等が必要。 処理を請け負う事業者(解体業者、破砕業者)は、排出事業者との委託契約の締結及び産廃マニフェストへの記載等が必要。 	<p>ケース②に該当するものとして使用済自動車を処理するためには、以下の書類が必要。</p> <p>①施行前に有価で取引されたことを証する書類(日付、車台番号が記載されていることが必要。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買契約書 廃車引取証 古物台帳の写しなど <p>※一時抹消(検査証の返納)の日付は証明にならない。</p> <p>②フロン類管理書</p> <p>③産廃マニフェスト</p>	<p>○自り法の登録を受けていない場合は、無登録営業</p> <p>○フロン類管理書の発行等を行わない場合は、フロン法に基づく処分。</p> <p>○委託契約の締結、産廃マニフェストの交付等の廃棄物処理法上の義務を履行しない場合は、同法に基づく処分。</p>	<p>○自り法の解体業・破砕業の許可を受けていない場合は、無許可営業。</p> <p>○委託契約の締結、産廃マニフェストの記載等の廃棄物処理法上の義務を履行しない場合は、同法に基づく処分。</p> <p>○自らは違反していない場合でも、引取業者の違反行為を助けたときは、廃棄物処理法の許可の停止及び取消し。</p>
ケース③ H16.12.31以前(自り法施行前)に、無価又は逆有価で取引された使用済自動車 ※フロン法関連の手続きはエアコン搭載の自動車のみ適用	<p>廃棄物処理法及びフロン法に基づき処理(引取・解体等にあたっては、自動車リサイクル法上の登録・許可が必要。)</p> <p>最終所有者 → 引取業者 → フロン類回収業者/解体業者/破砕業者</p> <p>売却契約書等</p> <p>フロン券、産廃マニフェスト</p> <p>排出者</p> <p>フロン類管理書</p> <p>最終所有者との委託契約が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終所有者が排出した廃棄物として、廃棄物処理法に基づき処理。 産業廃棄物の場合、最終所有者は、産廃マニフェストの交付、引取業者はフロン類管理書の交付等が必要。 処理を請け負う事業者(解体業者、破砕業者)は、排出事業者との委託契約の締結及び産廃マニフェストへの記載等が必要。 <p>※最終所有者からいわゆる「下取り」で引き取る場合には、ケース②に従って処理する必要。</p>	<p>ケース③に該当するものとして使用済自動車を処理するためには、以下の書類が必要。</p> <p>①施行前に無価又は逆有価で取引されたことを証する書類(日付、車台番号が記載されていることが必要。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃車引取証 古物台帳の写しなど <p>※一時抹消の日付は証明にならない。</p> <p>②フロン類管理書</p> <p>③産廃マニフェスト</p>	<p>○自り法の登録を受けていない場合は、無登録営業</p> <p>○フロン類管理書の発行等を行わない場合は、フロン法に基づく処分。</p> <p>○排出事業者との委託契約の締結、産廃マニフェストの記載等の廃棄物処理法上の義務を履行しない場合は、同法に基づく処分。</p>	<p>○自り法の解体業・破砕業の許可を受けていない場合は、無許可営業。</p> <p>○排出事業者との委託契約の締結、産廃マニフェストの記載等の廃棄物処理法上の義務を履行しない場合は、同法に基づく処分。</p> <p>○自らは違反していない場合でも、引取業者の違反行為を助けたときは、廃棄物処理法の許可の停止及び取消し。</p>

新世代スクラップシャー

リンデマン

中・軽量スクラップ処理用

LIS 500/600

シャーシリーズ

切断能力最大 600t

処理能力最大 20t/時間

私たちは

ウェステック2005

に出展します!

平成17年11月29日(火)~12月2日(金)

ブース番号 230

@幕張メッセ

ゴミからステンレスを選別!

金属(ステンレス)選別装置

メツォ・ミネラルズ・ジャパン株式会社

〒222-0033 横浜市港北区新横浜1-14-11

TEL: 045-476-3930 FAX: 045-476-3933

お問合せ: minerals_info.jp@metso.com URL: www.metsominerals.com

北海道自動車処理協同組合 放置車輛約60台を撤去



放置車輛を撤去する北目協の組合員

南理事長

「放置車対策の受け皿に」

北海道自動車処理協同組合(南可昭理事長)は、9月22日、23日の2日間、札幌市南区の定山溪に長期間放置されていた使用済自動車58台の撤去を、ボランティアで行った。雨天の中、札幌支部16社から23人が参加した。

撤去した使用済自動車は、石狩市のエスエス・リポ工場で、事前選別、プレス加工を行い、製鋼

原料として電炉メーカーなどでマテリアルリサイクルされた。北自協は、昨年11月にも、北海道に設置されている自動車リサイクル協議会の要請を受けて、ボランティアで放置車輛3

70台を撤去し、適正処理、マテリアルリサイクルを実施した。今回は、昨年撤去できなかった車輛について撤去作業を行った。北自協は、今後も自治体の要望に応じて、放置車輛の問題に取り組みたい方針。南理事長は「道内各地区で放置車輛対策の受け皿となる」と決意を述べた。しかし、

こうした放置車輛の撤去を行うための予算全てを自治体が負担するのは困難。また、北自協にとっても、リサイクル部品や廃車ガラの売上だけでは、撤去費用を賄うことはできず、結局は解体業者の持ち出しになる。このため伊丹副理事長は、「継続的に取り組むには関係機関や業界の協力が不可欠」と話している。

使用済み自動車の出回りは落ち込んでいる。使用済自動車の発生減少に加え、ディーラーや修理工場から中古車オークションへ流れるケースが目立ち、解体業者への入荷は4割前後減少したとの声も聞かれる。

廃車ガラ相場は、シュレッダー業者向け10000円から12000円ほど。ディーラーなどからの使用済み自動車仕入れ価格は普通乗用車1万円ほどとなっている。

ある。だが、シュレッダー業者のAプレス買い値が5000円がた下押ししたこと、プレス業者もAプレスの仕切り値を抑制した。プレス業者のAプレス自社ヤード置き場渡し価格は9300~9800円見当(タスト30%引き後の手取り)。シュレッダー業者の廃車ガラ仕切り値はトン当たり8500円どころである(タスト30%引き後の持ち込み業者手取り)。ただ、Aプレスに関しては数量などによって、高・好値が散見される。

廃車ガラ・Aプレス相場

鉄スクラップ相場が世界的に強基調に転じつつある中、廃車ガラ・Aプレス相場も先高感が広がっている。しかし、地域間の格差や出荷数量により価格が大きく異なっている。

廃車ガラ相場もツレ高の動きだ。現在のシュレッダー業者の購入価格は、1ト17000円から19000円。タスト引きは30%から35%となっており、実質11000円から13000円程度だ。

中部地区の自動車解体スクラップ価格は、前月の電炉メーカー・プレス事業者の購入価格は、10000円が中心価格となっている。

関西地区 廃車ガラ相場は今11月に入って5000円がた値下がりしている。市巾値はプレス業者ヤード持ち込みでトン当たり5000~5500円(タスト30%引き後の持ち込み業者手取り)どころが目安となった。

プレス業者は、Aプレスの出荷価格から、加工費を差し引いて価格を設定し、シュレッダー業者は、電炉メーカーのシュレッダーAの購入価格をもとに価格を決めている。しかし、地域や出荷先、購入する際の数量によって購入価格に違いが見られ、値幅が大きいのが実情だ。

関東地区

関東地区の鉄スクラップ価格は、11月中旬から強含み推移となっており、

「なんです。エンジンがないとか、夜に運転すると髪が長く、顔の青白い女の人が後ろの席に出るとかですか。」

たね。その筋の人が事故などをして、走れなくなったり、車を手に入れる。次に、その筋の人は、その車と同じ車種、同じ年式の車を持ち主に断らずに調達して来る。

熊さん オシヤカになった車を生き返らせろ。そんなことをよく考えつくもんだ。あつしには思いも着きませんや。

熊さん 見損なわないう。お後が宜しい様で。

四方山話

毎度馬鹿馬鹿しいお笑いを一席。ハっあん と熊さんが大家の家の前を通りかかります。大家が玄関先で、高級車にワックスをかけていました。

熊さん 良い車ですね。ハっあん 大家さん、車を買って替えたんです。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。

熊さん じゃあ、いい車なんだよ。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。

熊さん じゃあ、いい車なんだよ。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。

熊さん じゃあ、いい車なんだよ。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。

熊さん じゃあ、いい車なんだよ。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。

熊さん じゃあ、いい車なんだよ。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。

その筋の車

つかまつ亭四遊

熊さん じゃあ、いい車なんだよ。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。

熊さん じゃあ、いい車なんだよ。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。

熊さん じゃあ、いい車なんだよ。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。

熊さん じゃあ、いい車なんだよ。熊さん じゃあ、いい車なんだよ。

鉄スクラップの国内販売・輸出

廃モーターリサイクル

セルモーター ラジエタープレス ハーネス 白黒エンジン etc 求む

リサイクル・カンパニー



大原商事株式会社

本社 大阪市西淀川区花川2丁目21番12号 大原ビル TEL 06-6473-1898(代) FAX 06-6473-5827 集荷ヤード 大阪港内櫻島埠頭・尼崎港・伊万里港 海外 韓国・中国

ガラクーダー

〈二方・三方締め兼用〉
廃車プレス機



- 堅牢な構造
- 高性能な廃車ガラプレス機
- 待望の低価格

東京 TEL(03)5687-1211
大阪 TEL(06)6838-9410
http://www.fujicar.com
名古屋 TEL(052)621-6900
福岡 TEL(092)622-1758
サービス部 東京 TEL(03)5687-1211
大阪 TEL(06)6838-9411

富士車輛株式会社

中古車の輸出、増加傾向続く

05年9月までに66万8千台

中古車の輸出量が3年連続で増加する見通しだ。今年9月までの中古車輸出量は、財務省・貿易統計によると、66万8千台。前年同期の実績を台数にして4万1千台、金額にして約460億円上回った。年率換算すると今年の輸出台数は、昨年の83万5千台を上回る90万台強となる見込みだ。

仕向先は180カ国・地域

近年、日本の中古車輸出は増加傾向にあり、向先も180の国・地域にわたっている。04年の輸出台数は83万5千台、05年は9月までで既に66万8千台となっている。

同期間の国別輸出台数は、ロシアが16万7523台で1位となっている。2位がニュージーランドで10万1704台、3位がアラブ首長国連邦で8万6768台。この3カ国が全体の輸出台数の5割以上を占めている。以下、チリ、南ア、英国と続き全体では180の国・地域に輸出されており、世界各地に日本の中古車が出回っていることがうかがえる結果となっている。

05年9月までの国別の金額は、1位がロシアで716億4千万円、2位がニュージーランドで42億8千万円、3位には278億8千万円でマレーシアが入っている。台数で3位だったアラブ首長国連邦は243億3千万円となっている。

〈集計方法〉財務省貿易統計のHSコード8702〜8704のうち、細分番号の「中古のもの」の数値を合計。〈

国・地域名	年累計台数		
	2003年	2004年	2005年9月まで
ロシア	68,123	120,052	167,523
ニュージーランド	144,349	135,006	101,704
アラブ首長国連邦	108,236	144,090	86,768
チリ	14,410	27,400	31,941
南アフリカ共和国	22,207	37,896	26,262
英国	55,484	57,006	26,078
フィリピン	28,177	32,942	16,025
マレーシア	11,023	11,586	14,764
ペルー	29,463	21,834	14,212
ケニア	13,408	16,929	13,888
スリランカ	26,921	18,892	12,257
オーストラリア	8,074	11,036	11,097
カザフスタン	4,195	6,489	10,414
スリナム	9,399	10,599	8,957
キプロス	15,788	20,127	8,666
シンガポール	9,976	12,500	8,011
ジャマイカ	15,312	15,917	7,488
トリニダード・トバゴ	11,127	10,298	6,998
ウガンダ	4,079	7,019	6,905
バングラデシュ	9,073	7,573	6,147
その他	104,144	110,042	81,887
合計	712,968	835,233	667,992

出所：財務省・貿易統計

東京モーターショー・自り法シンポ 子供たちがクイズに挑戦

第39回を迎えた東京モーターショー2005は、150万人を超す来場者で16日間の会期を無事締めくくった。今年は今期会場でさまざまなイベントも開催された。

ショー開催中の11月3日午後、経済産業省、環境省、自動車リサイクル促進センター、日本自動車工業会主催の「自動車リサイクル法シンポジウム」が開催された。この日のシンポジウムは、子供も大人も一緒に楽しむ体験学習クイズ形式のショー「クイズでがっつん！自動車リサイクル法どっちが正しいでSHOW」。



「リサイクル法はどうして出来たの」、「リサイクル料金はどやって払うの」、「取り外した部品ってどう一度使えないの」などの質問に会場の参加者はいずれもしっかりと正解を出し、自動車リサイクル法の理解が行き渡っている証として主催者側を安心させた。

ビ、それに二輪車コーナーに出演していた「アンゼンジャー」が特別参加。正解を出す博士は、自動車再資源化協力機構の今城理事で300席の会場が満杯となる人気ぶり。子供たちがクイズに元気に答えていた。

※その他各種プレス機を製作。



三方締廃車プレス機（横蓋式）



三方締廃車プレス機（縦蓋式）



商用車部会

第2回部会を開催

ELV機構の商用車部会（宮本真希部会長）は10月27日午後1時から大阪淀川区の新大阪シティプラザで、第2回商用車部会を開催した。宮本部会長が開会の辞を述べた後、酒井代表理事が「8月9日には使用済み自動車の責任を明確段階」とあいさつ。

全部再資源化の促進など

普電工と情報交換

ELV機構は、電気炉製鋼メーカーでつくる普電工（二会長）と使用済み自動車全部再資源化などについて意見交換した。普電

商用車委員会のメンバーが架装物取引と商いの現状について意見交換をした。

午後3時から、日本自動車環境委員会商用車架装物WG委員の各氏と架装物に関し、意見交換を行った。

工側は、電炉で受け入れられる廃車ガラプレスは月間30万台だが、現在月間22万台程度の入荷で、能力に余裕があるなどと説明。ELV機構会員の全部再資源化の利用を促進するよう求めた。

ELV機構と普電工は、自動車解体業者と電炉メーカーの仲介役を担う立場の団体として、今後とも会合をもち、情報交換を継続していくことを決めた。